

# 「Hydrological Research Letters」誌・学会間内規

2016年12月27日制定

## 第1章 総則

第1条 合同英文レター誌「Hydrological Research Letters」（以下、HRL 誌と略）は、水関連科学の成果を広く公開し、研究活動のさらなる発展を目的として発行される。

第2条 HRL 誌の運営・編集・発行は、水文・水資源学会、日本地下水学会、日本水文学会、陸水物理研究会（以下、各学会と略）の責任のもとに実施される。

## 第2章 運営委員会

第3条 HRL 誌運営業務を行うため HRL 誌運営委員会を置く。

第4条 HRL 誌運営委員会の委員の選出

1. 委員は各学会から選出される。各学会からの委員は1名以上2名以内とする。任期は定めず、随時交代可能とする。
2. 運営委員会議長は、日本学術会議地球惑星科学委員会 IUGG 分科会 IAHS 小委員会委員長とする。
3. 議長は HRL 誌の運営業務を統括し運営委員会を代表する。
4. 各学会の会長をオブザーバーとする。また、ほかに関連団体のものをオブザーバーとすることができる。

## 第3章 編集委員会

第5条 HRL 誌編集業務を行うため HRL 誌編集委員会を置く。

第6条 HRL 誌編集委員会の委員長および委員の選出

1. 委員長は HRL 誌運営委員会の議を経て選出し、各学会で承認する。
2. 委員は各学会から選出され、各学会の会長がこれを委嘱する。各学会からの選出内訳については別途定める
3. 委員長および委員の任期は原則として2年とする。ただし、再任は妨げないものとする。
4. 任期の途中において委員の交代あるいは追加が必要となった場合には、編集委員会で協議の上、運営委員会の同意を得て決定される。委員長の交代については上記を経た後、各学会で承認する。

## 第4章 会計

- 第7条 HRL 誌の通常出版業務に必要な経費は、原則として各学会の HRL 誌出版分担金によってまかなうものとする。分担金の額、支払い方法については別途定める。
- 第8条 HRL 誌の編集・出版に必要な会計及び事務は、当面の間、水文・水資源学会が担当する。
- 第9条 会計年度は7月1日から翌6月30日とし、運営委員長と編集委員長による監査を経たうえで HRL 誌運営委員会に報告する。ただし、各学会は任意の時期に会計報告を求めることができるものとする。

## 第5章 その他

- 第10条 HRL 誌の運営・編集に対する参加学会の入会・退会は、HRL 誌運営委員会の議を経て承認される。
- 第11条 本内規の改正は、HRL 誌運営委員会の議を経て決定される。